

令和8年度 小松島市小松島中学校 部活動 活動方針

学 校 教 育 目 標

「支え合い 主体的に生きる – 2050年の未来を見据えて –」

- ・ 急激な人口減少と、生成AI等にみられるの飛躍的な技術革新、目前に迫っている南海トラフ巨大地震など、予測不能でグローバルな社会を生き抜く力の育成が強く求められている。
- ・ 「支え合う」とは、困難を一人で抱え込まず支え合う関係を築き、「君ができなかったら、誰かが代わりにやってくれるよ」という安心感が底にあるような社会の基本となるべき感覚。
- ・ 「主体的に生きる」とは、自分自身で考え、判断し、行動に責任を持つこと。これからの予測不能な社会に求められるのは、アントレプレナーシップ(起業家精神)で、様々な困難や変化に対して、与えられた環境のみならず、自ら枠を超えて行動を起こし、新たな価値を生み出していく力。
- ・ 全ての教育活動において、2050年の未来から「今」を考える。

学校部活動の活動方針

- 新しく出された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(R7.12 文部科学省)に則った活動とする。
- 生徒が安全で充実した活動を行える練習メニューを工夫し、生徒の主体性を重視した部活動にする。
- 生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- 部活動での技能等の効果的・効率的な習得のために、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

主に「運営」に関すること

(設置している部活動)

野球部・ソフトテニス部・スポーツ健康部・剣道部・バドミントン部・女子バレー部・バスケットボール部・卓球部・男子新体操部・吹奏楽部・美術部・科学部

(指導体制)

- ・ 地域展開が進むまでの間における活動として、教員が顧問を行う場合は、活動時間を勤務時間内で適切に設定し、教員の負担が過度にならないようにする。
- ・ 学校は部活動指導員・外部コーチと連携を図り、生徒の豊かで幅広い活動機会となるように地域全体で支える地域展開を目指す。
- ・ 単独校でチームが組めない、あるいはここ数年のうちにチームが組めなくなることが危惧される部、その種目の専門の指導者がいない部は、拠点校部活動への移行、諸条件が整えば地域クラブ活動への移行、または廃部することを検討する。

主に活動に関すること

(活動計画)

- ・ 各部活動ごとに小松島中学校部活動活動方針に基づき、活動計画を作成し実施する。

(活動日)

- ・ 活動の基本を平日3日、勤務時間内とし、大会は精選し引率を行う。
- ・ 勤務時間外に活動を希望する顧問は、「勤務時間外部活動希望表」を校長まで提出する。ただし、教員の業務管理の観点から超過勤務が月45時間以下になるように意識する。

(休養日)

- ・ 学期中は、週あたり2日以上休養日を設ける。
- ・ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、入部している部活動以外でも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(活動時間)

- ・ 1日の活動時間については、長くとも、平日は2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。ただし、生徒の事故防止、教員の長時間労働削減等の観点より、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- ・ 早朝練習については、放課後の練習が十分に確保できる場合は、原則として行わないこととする。

(安全対策・事故防止)

- ・ 活動に際しては、生徒の健康観察を適切に行い、体調の優れない生徒に対しては、無理をせず、活動内容を制限・休ませる等、判断する。
- ・ 養護教諭、学級担任、保護者等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく。
- ・ 学年や個人差に十分配慮した活動内容と方法を工夫し、段階的、計画的な指導を行う。
- ・ 運動の特性を踏まえた準備運動及び基礎的・基本的な技能を大切に練習を行うことで事故を未然に防ぐ。
- ・ 練習の目的及び内容や効果的な練習方法を、生徒に理解させる。
- ・ 安全上特に配慮が必要な競技種目及び練習内容については、段階的な指導を徹底する。
- ・ 「学校における熱中症対策ガイドライン（徳島県 令和6年5月）」に沿って対応し、環境省「熱中症予防情報サイト」＜徳島＞を確認し状況の把握に努め、活動場所の暑さ指数（WBGT）が31以上（「通常」ただし室内は「体育館基準」）の場合は活動を原則中止する。活動をする場合は屋内の空調設備等、安全な環境が保てる場所で行う。

(校外での大会や練習)

- ・ 生徒の教育上の意義や、生徒や教員への負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。

(文化部活動について)

- ・ 文化部活動の特性を踏まえつつ、本方針に準じた取り扱いとする。